

スウェーデンにおける「ネットワーク系電子出版物」の収集 —「電子資料の納本に関する法律」の全面施行—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 井樋 三枝子

【目次】

はじめに

- I スウェーデンの納本制度
 - 1 ドキュメントの納本に関する法律
 - 2 Kulturarw3 プロジェクト
- II 電子資料の納本に関する法律
 - 1 電子資料の定義
 - 2 納入について
 - 3 スウェーデンの事情に係る資料
 - 4 パラレル出版物とウェブユニーク
 - 5 官民で異なる義務

おわりに

翻訳：電子資料の納本に関する法律
電子資料の納本に関する規則

はじめに

納本制度は、国の指定機関への出版物の納入を義務づけ、それらを文化資産として保存する制度であり、日本を含めて、多くの国が納本制度を法律で定め、その下で資料を収集している（法定納本制度）。スウェーデンにも法定納本制度が存在し、制度運用の中心は王立図書館である。

近年、かつては紙媒体等で刊行されていた情報が、CD、DVD等の電子媒体で、又はインターネット等を経由して提供されるようになり、その量は著しく増加している。このように、出版物をめぐる事情は大きく変化しており、スウェーデンの納本制度においても、納入対象、収集方法、保存方法等の明確化や再検討の必要性が認識されていた。

2012年6月に制定された「電子資料の納本に関する法律」（2012年スウェーデン法令全書第492号、以下「2012年法」という）⁽¹⁾は、動画、音声等を含むインターネット等のネットワークを通じて利用可能になった資料に関して国への納入義務につき定めたものである。同法の本格的な施行は、2015年1月1日からとなっているが、2012年7月から2014年末までは、経過規定で定められた様々な公的機関、テレビ・ラジオ局、出版社等による試行が行われていた。

本稿では、スウェーデンの納本制度における2012年法の位置づけと同法の内容を概説し、あわせて、同法及び「電子資料の納本に関する規則」（スウェーデン法令全書第2012年第866号）⁽²⁾を訳出する。

(1) Lag (2012:492) om pliktexemplar av elektroniskt material

(2) Förordning (2012:866) om pliktexemplar av elektroniskt material

I スウェーデンの納本制度

1 ドキュメントの納本に関する法律

スウェーデンの納本制度は、1661年に王立図書館（Kungliga Biblioteket : KB）による印刷物の収集が開始された時から始まるとされている。当初は検閲目的であったが、次第に出版物を後世に保存し蓄積する目的と理解されるようになり、納本制度が運用され続けてきた。現在のスウェーデンの納本制度は、1993年に制定・施行された「ドキュメントの納本に関する法律」（スウェーデン法令全書1993年第1392号、以下「1993年法」という。）⁽³⁾に基づいている。

1993年法は国⁽⁴⁾への納入が義務づけられる資料の対象を従来よりも拡大して、「読み、聴き及び視聴のための情報を格納するもの」と新たに規定し、これを「ドキュメント (dokument)」と定義した（同法第2条）。

つまり、これまで主に納入対象であった書籍、雑誌・新聞、漫画、ガイドブック、教科書、劇台本等の紙媒体の刊行物以外に、コンピュータゲームやフロッピーディスク、CD等（以下、これらを「パッケージ系電子出版物」という。）をドキュメントと定義するものである（紙媒体の刊行物とパッケージ系電子出版物を組み合わせた「組合せ出版物」もドキュメントに含む）。

ドキュメントは、①国内で一般公衆が入手可能となる一定部数以上が作成されていること（第3条）、②スウェーデンの事情に関係しているものであること（第4条）の、2つの条件を満たす場合、納入しなければならない⁽⁵⁾。

「表 スウェーデンにおける電子出版物の収集・保存制度の整備」は、1993年法と同法制定後の電子的な資料の収集・保存に関する立法動向に関してまとめたものである。

2 Kulturarw3 プロジェクト

1997年、王立図書館は「Kulturarw3 プロジェクト」を開始した。これは、スウェーデンのウェブサイトの収集、保存等のテストを目的としており、ドキュメント収集用のプログラムを使いハーベスティングを行うものである⁽⁶⁾。

収集したウェブサイトの一般公衆による利用のために提供することは、収集したものが個人情報を含んでおり、様々な問題が発生するおそれがあるため、プロジェクト開始当初は想定されていなかった。その後、2002年に「王立図書館デジタル文化プロジェクトにおける個人情報の取扱いに関する規則」（スウェーデン法令全書2002年第287号）⁽⁷⁾が制定され、限定的ではあるが、一般公衆による利用が可能となった。

近年では、インターネット上では、ストリーム配信動画やパスワードで保護されたコンテンツ等、Kulturarw3 プロジェクトでは収集が困難なものが増加している。そのため、

(3) Lag (1993:1392) om pliktexemplar av dokument

(4) 具体的には、王立図書館と6つの大学図書館（ルンド大学図書館、ストックホルム大学図書館、ウプサラ大学図書館、リーンシェーピング大学図書館、イエテボリ大学図書館、ウメオ大学図書館）が納本図書館であり、納入資料につき永久保存義務を負うのは、王立図書館とルンド大学図書館のみである（1993年法第24条）。

(5) ドキュメントに関しては、以前に納入したものと同内容で同体裁のもの（2012年法では、これに類似する概念を「パラレル出版物」と定義。）についても、納入対象となっている（1993年法第7条～第11条）。

(6) Kulturarw3 プロジェクトの詳細については、藤田盛也「CA1214 スウェーデン国立図書館の Kulturarw3 プロジェクト」『カレントアウェアネス』No.230, 1998.10.20. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1011816_po_CA_NO230_CA1214.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。以下、インターネット情報は2015年2月28日現在である。

(7) Förordning (2002:287) om behandling av personuppgifter i Kungl. bibliotekets digitala kulturarvsprojekt

表 スウェーデンにおける電子出版物の収集・保存制度の整備

1993年	「ドキュメントの納本に関する法律」(SFS 1993:1392)の制定	従来の納入対象に加え、パッケージ系電子出版物も納入対象(第2条)とした新たな納本制度を定める法律。
1997年	王立図書館による「Kulturarw3プロジェクト」開始	インターネット及びウェブサイト収集の実験的プロジェクト。法律に基づくものではない(注1)。
1998年	立法関係等調査委員会報告書(注2)「ネット納本—電子的な文化遺産の確保」(SOU 1998:111)	一般公衆を主たる利用対象としたオンライン上の資料の収集・保存を、王立図書館が実施すべきとする。この報告書の内容は、「研究とイノベーション」という政府提案議案(Prop.2000/01:3)として議会で議決。
2003年	王立図書館による立法関係等調査委員会報告書「知識社会のハブとして—王立図書館—スウェーデンの国立図書館—活動とビジョン」(SOU 2003:129)	1993年法を改正し、納入対象にネットワーク系電子出版物を加える方針で、法改正を行うべきとする。この報告書に対し、政府は、著作権法上及び個人情報上の問題が生じる可能性の危惧を示し、法案策定には更なる検討が必要という判断を下した。
2011年	政府提出議案「電子資料の納本」(Prop.2011/12:121) (「電子資料の納本に関する法律案」ほか1法案)	1993年法律とは別に、ネットワーク系電子出版物の納本を規定する新法を制定する。
2012年	「電子資料の納本に関する法律(2012年法)」(SFS 2012:492)制定(6月) 2012年法の経過規定で規定された特定の機関が、ネットワーク系電子出版物の王立図書館への納入を開始(7月)	
2015年	2012年法全面施行(1月1日～)	同法施行日は、2012年7月1日であるが、経過規則で規定されないネットワーク系電子出版物については、2015年1月1日以降刊行のものが納入対象となる旨が規定されている(同法経過規定2012年第492号第2号)。

(注1) 藤田盛也「CA1214 スウェーデン国立図書館の Kulturarw3 プロジェクト」『カレントアウェアネス』No.230, 1998.10.20. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1011816_po_CA_NO230_CA1214.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(注2) 各省大臣の委託等を受けて、法案及び理由書の作成に結びつく調査検討を行う委員会の報告書。

(出典) “Leveransplikt för elektroniskt material,” *Regeringens proposition*, 2011/12:121, 2012.3.19. <<http://data.riksdagen.se/fil/D0AD6143-9DAC-4CF8-8FFE-08DA36AA9F67>>等を基に筆者作成。

2010年、同プロジェクトは、インターネット上の新聞等の一部の収集を除いて一時停止され、2011年以降は大幅に規模を縮小して継続することとなった⁽⁸⁾。

II 電子資料の納本に関する法律

このような経緯により、ネットワーク系電子出版物の国への納入を義務化する法制度として、2012年6月に、2012年法が制定された。

1 電子資料の定義

1993年法の「ドキュメント」に対し、この2012年法では、一定条件に当てはまる「電子資料(elektroniskt material)」の国への納入義務が規定されている。2012年にいう「電子資料」とは、本稿中における「ネットワーク系電子出版物」と類似する概念である。

この法律において、「電子資料」とは、次の条件を満たすものとして定義される。①アクセスごとに表示・提供され、あらかじめ内容が固定されている、②一定範囲に区切られた単位である、③電子的な記録であり、テキスト、音声又は画像等を内容としている(第2条)。これらの条件の解釈例を、それぞれ以下に紹介する。⁽⁹⁾

(1) アクセスごとに表示・提供され、あらかじめ内容が固定されている

実際に変更がされるかどうかを問わず、提供している資料に対して提供者自身又は外部からの変更の可能性を認め、又はそれを意図している場合には、「あらかじめ内容が固定されている」とは解釈しない。例えば、チャット等のリアルタイムで変化するダイアログ、ブログのようにそれ自身が継続的に変化する情報を包含するものや、ウィキペディアのような、最初から外部の者によるコンテンツの変更可能性を認めているものは、電子資料とは解釈されない。しかし、新聞社のウェブサイト上のニュースブログの記事のように、一定の時間が経つと内容が完全に固定され、その状態での掲載が継続するようなものについては、固定した時点から電子資料であると解釈される⁽¹⁰⁾。

インターネット上で提供され、先に資料をダウンロードすることなく音声や動画等が利用可能な、いわゆるストリーム配信等のファイルは、電子資料の定義に合致する。ただし、生中継のストリーム配信の場合は、「内容が固定されている」に合致しないと考えられ、電子資料ではなく、むしろ1993年法に規定するテレビ・ラジオ放送の定義にあたり、それを記録したものを「ドキュメント」として納入しなければならないと解釈される。

さらには、アクセスごとに固定した内容を利用させることを想定していることから、例えば、動的ウェブページ等は電子資料に該当しない。

(2) 一定範囲に区切られた単位である

Kulturarw3プロジェクトで収集対象とされるようなウェブサイト全体やデータベース全体は、多くのファイルやオブジェクトで構成されてるものであるため、電子資料には該当しない。しかし、その中にある個々のファイルやオブジェクトについては、電子資料とし

(8) “Svenska webbsidor - Kulturarw3,” 2014.5.15 スウェーデン王立図書館ウェブサイト <<http://www.kb.se/om/projekt/svenska-webbsidor---kulturarw3/>>

(9) 以下の解説においては、“Leveransplikt för elektroniskt material,” *Regeringens proposition*, 2011/12:121, 2012.3.19, pp.40-65. <<http://data.riksdagen.se/fil/D0AD6143-9DAC-4CF8-8FFE-08DA36AA9F67>>を参照した。

(10) 3か月の間で更新が予定されるような場合は、変更可能なものとみなされるが、それ以上の期間、内容が固定した場合には、電子資料に該当する。 *ibid.*, p.51.

ての条件を満たす場合には、個別に納入対象となりうる。

(3) 電子的な記録であり、テキスト、音声又は画像等を内容としている

プログラムやコードのみのファイル等は、テキスト、音声又は画像等のように読み、聴き、視聴できる内容でないため、電子資料には該当しないと解釈される。

2 納入について

(1) 納入義務を負う者

国への電子資料の納入義務は、当該資料の作者や当該資料における作品の実演者個人ではなく、スウェーデンの法律に基づき国内で設立された出版社や電子資料の作成を行う会社、組織等が負う。国内で設立されたもの以外が出版等を行っている場合は、国内の一般公衆が利用可能となるように頒布を行う国内で設立された会社等が義務を負う(第5条)⁽¹¹⁾。

国又は地方の公的機関も納入義務を負っているが、民間の出版社等とは異なる規定が置かれており、これについては第II章5で後述する。

(2) 納入方法

記録媒体(例えばUSBメモリスティック、DVD等)に電子資料とそのメタデータを格納し、物理的に送付する(第10条)。ただし、政府が決定する執行機関(王立図書館)が、別途、納入方法を定めることができる規定も置かれている(第10条(2))⁽¹²⁾。

電子資料は、当該電子資料が一般公衆に対し利用可能とされてから3か月以内に王立図書館に納本しなければならない(第3条)。

(3) 過料

電子資料の納入義務を負う出版社等が、その責任を果たさない場合には、過料の支払いを命じられる(第12条)。

3 スウェーデンの事情に関する資料

電子資料の中でも、国への納入が義務づけられるのは、それが「スウェーデンの事情に関する」場合であり(第4条)、「スウェーデンの事情に関する」とは、次の(1)から(4)のいずれかを指す。

(1) スウェーデン語を用いた資料

当該電子資料の内、僅かとはいえない範囲が、スウェーデン語又はスウェーデン語手話等のスウェーデン語が媒介する方法により表現されている場合であり、例えば、スウェー

(11) Kulturarw3 プロジェクトは、王立図書館側が自動的に収集するもの(ハーベスティング)だが、今回の立法では、納入義務が出版、刊行又は頒布を行う側に課されることになる。

(12) 物理的な記憶媒体を用いた納入方法は、大量の電子資料を刊行する新聞社等にはコストと手間がかかり過ぎるため、ウェブサイトの更新情報をまとめて配信するRSSフォーマットを納入に利用する等、納入を自動化する方が現実的である。逆に電子資料の刊行点数が少ない会社等は、自動納入のために必要なプログラムを取り入れる方がコストと手間がかかることになるため、王立図書館は、自身のウェブサイト上に電子資料の納入のためのウェブホストサービスを作成する等、納入側の事情にあった方法で納入できるよう運用を整備している。具体的な納入方法、納入すべきデータ等に関しては、間柴泰治「E1662 オンライン資料の納本制度の現在(2) スウェーデン」『カレントアウェアネス-E』No.278, 2015.3.26. <<http://current.ndl.go.jp/e1662>>を参照。

デン語吹替又は同字幕を有する外国映画等は、これに含まれる。

(2) スウェーデン人の作品

当該電子資料に、スウェーデン人の作者の作品やスウェーデン人芸術家による実演が含まれている場合（スウェーデン語が用いられているか否かは問われない。）であり、例えば、スウェーデン人作者の外国語訳の電子書籍等も、これに含まれる。スウェーデン人とは、スウェーデン国籍を有する者を指す。

(3) スウェーデン国内の一般公衆を対象として意図するもの

(1)、(2) 以外であっても、国内の一般公衆を主たる利用対象として意図しており、国内の一般公衆に対し利用可能となっている場合、当該電子資料は「スウェーデンの事情に係る」資料であり、納入義務の対象となる。

インターネットで公開されており、国内で見ることのできるスウェーデン語のコンテンツは、スウェーデンの一般公衆が何らの支障もなく利用可能であり、この条件に該当するものであるが、字幕や吹替えがない外国映画等であっても、ウェブサイト等を通じてスウェーデン国内の消費者を主たるターゲットにして提供される場合には、これに含まれる。また、スウェーデン人以外の者により書かれたもので、スウェーデンの公的なマイノリティー言語（サーミ語等）が用いられており、当該資料が、主としてスウェーデンの言語マイノリティーを対象にしている場合も、これに含まれる⁽¹³⁾。

(4) スウェーデンの事情に係る電子資料と密接な関係を有するその他の電子資料

例えば、外国映画で字幕や吹替えがついているもので、当該電子資料において、オリジナルの映画の部分が1ファイルとしてあり、スウェーデン語字幕等の方が別のファイルとなっている場合であって、それらを同時に利用することが意図されているような場合は、オリジナルの映画の部分がこれにあたる。また、スウェーデン語の解説や注釈等が付属している外国の電子資料は、スウェーデンの事情に係る電子資料と密接な関係を有するその他の電子資料であると解釈される。

4 パラレル出版物とウェブユニーク

1993年法で規定されるドキュメントの場合は、先に納本した資料と媒体を異にした同内容、同一版面のものについても、国への納入義務が課せられているが、電子資料については、それが提出済みのドキュメントや電子資料と同一であるか、本質的には同一な内容の電子資料（パラレル出版物）である場合には、納本が免除される。すなわち、納入対象は、電子資料だけの独自の（ウェブユニークな）内容を有する電子資料に限られる（第8条）⁽¹⁴⁾。

(13) この場合は、当該資料の内容が理解可能であるのは限定的な集団ではあるが「一般公衆」を対象にしたものと解釈される。

(14) ただし、自身のウェブサイト等において大量の電子資料を刊行する新聞社等は、納入に際し、どれが「ウェブユニーク」であるか否かのチェック自体が煩雑で困難となるおそれもあり、そのような場合には、ウェブユニークでない電子資料を納入することも、運用として認められる。間柴, 前掲注(12)。

5 官民で異なる義務

この法律では、民間の電子資料と国又は地方の公的機関等⁽¹⁵⁾の電子資料とでは、納入対象の定義等が異なっている。国又は地方の公的機関等の電子資料については、民間の電子資料の規定（第3条から第9条まで）は適用されず、別途、第14条から第16条までに規定が置かれている（第1条(2)）。

国又は地方の公的機関は、しばしば、報告書、説明資料、ワーキングペーパー、ガイドライン等のような、従来は冊子やパッケージ系出版物等として刊行していた資料を電子資料として刊行しており、それらはいわゆるパラレル出版物ではあるが、民間の場合とは異なり、納入対象とされている⁽¹⁶⁾。

納入は、一般公衆への利用を可能とした時から3か月以内に行わなければならない（第14条）、納入方法等は民間と同じであり、インターネット経由での納入⁽¹⁷⁾も可能である（第10条）。しかし、国又は地方の公的機関等が納入義務を果たさなかった場合は、第12条に規定する過料は課されない運用となっている⁽¹⁸⁾。

おわりに

ネットワーク系電子出版物の収集、保存、提供・利用等は、あらゆる国において課題となっており、スウェーデンも例外ではない。同国においては、ネットワーク系電子出版物の収集・保存は、著作権法等に抵触せず実施可能である。そのため、まずはこれらに取り組み、資料の逸失に歯止めを掛けようとしている。そして、収集に際しては、納入側の負担を可能な限り軽減するため、複数の納入方法を準備し、納入側が最も利用しやすいものを選択できるよう準備している。

スウェーデンのネットワーク系出版物の納本制度の本格実施は、まだ始まったばかりであり、今後の運用が注目される。

(いび みえこ)

(15) ここでいう「国又は地方の公的機関」とは、政府（政府事務局（Regeringskansliet）及び政策立案のみに携わる各省（department））とその下にある国の執行機関又は地方自治体の執行機関を指す（議会は含まない）。

(16) 国又は地方の公的機関は、公文書法（スウェーデン法令全書1990年第782号）の定めにより、自身の文書を保管する義務を負うため、様々な業務文書とともに刊行物についても、公文書として保管する責任を負っている。しかしこのような保管は、いわゆる図書館における分類整理とは異なり、一般公衆にとっては利便性が低い。そのため、国又は地方の公的機関の刊行物については、王立図書館で一括して図書館資料としての収集・整理、保存等を行うことが望ましいことから、このような規定が置かれることとなった。*op.cit.*(9), p.39.

(17) 間柴 前掲注(12) 参照。

(18) ただし、民間の納入義務を負うものに対しても、過料は最終手段であり、運用開始時は強い警告などを通じて、新たな制度への協力を呼びかけることが目指されている。*op.cit.*(9), pp.61-62.

電子資料の納本に関する法律

Lag (2012:492) om pliktexemplar av elektroniskt material
(最終改正 2013年スウェーデン法令全書第638号)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 井樋 三枝子訳

この法律の内容

第1条

- (1) この法律においては、ネットワークを経由した送信により国内において一般公衆を対象に利用可能とされた電子資料の納本の責任に関する規定を定める（法定納本）。
- (2) 第3条から第9条までの規定は、執行機関⁽¹⁾に対しては適用されない。執行機関の納本の責任に関する規定は、第14条から第16条までに置く。

電子資料

第2条

この法律においては、電子資料とは、各利用に際し提示されることを意図したあらかじめ定まった内容を有するテキスト、音声又は画像を伴う電子的な記録のある区切られた単位をいう。

法定納本

第3条

- (1) ネットワークを経由した送信により国内の一般公衆を対象に利用可能とされた電子資料は、利用可能となった時点から3か月以内に、国立図書館に納本しなければならない。
- (2) 第1項に基づく責任は、次の各号に掲げるいずれかの場合にのみ適用される。
 1. 表現の自由に関する基本法第1章第6条又は第9条第1項⁽²⁾に基づき、利用可能とすることに基本法上の保護が与えられた場合
 2. 電子資料又は他の表現の作成を職業として認められた会社が、当該電子資料を作成することを認められた場合であって、作成した会社又は電子資料若しくは他の表現の職業的な販売会社により、表現の自由に関する基本法第1章第9条第1項において定められる方法に従い利用可能とされた場合

* 2012年スウェーデン法令全書第492号。この翻訳は、Notisum社がインターネット上で提供するテキスト<<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20120492.htm>>を出典とした。条文は2015年2月1日現在である。注はすべて訳者によるものであり、[]内は訳者による補記である。

(1) ここでいう「執行機関」(myndighet)とは、政府(政府事務局(Regeringskansliet)及び政策立案のみに携わる各省(department))とその下にある国の執行機関又は地方自治体の執行機関を指し(議会は含まない)、解説中では、「国又は地方の公的機関」と記述している。

(2) スウェーデンには4つの基本法(統治法、王位継承法、出版の自由に関する法律、表現の自由に関する基本法)がある。出版の自由に関する法律は、印刷メディアを対象とした基本法であり、表現の自由に関する基本法は、他のメディアの表現の自由を保障する。同法第1章第6条は、一般公衆に向けた電波による番組の放送に関して規定し、同第9条第1項は、電波による番組の編集事務所や印刷物や技術的記録を専門的に作成する会社等が行う電子的な情報の提供について規定している。山岡規雄『各国憲法集(1)スウェーデン憲法』(調査資料2011-1-a 基本情報シリーズ7)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, pp.5, 7, 93-94. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382167_po_201101a.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

第4条

- (1) 納本に関する責任は、スウェーデンの事情に関係する電子資料に対してのみ適用する。
- (2) 電子資料は、次の各号に掲げるいずれかの場合に、スウェーデンの事情に関するものとみなす。
 1. 当該資料が、僅かではない範囲で、スウェーデン語を含んでいる場合
 2. 当該資料が、スウェーデン人作者による作品又はスウェーデン人芸術家により表現された作品を含んでいる場合
 3. 当該資料が、主として、国内の一般公衆を対象としている場合
- (3) スウェーデンの事情に関係する電子資料が他の電子資料と直接の関係を有する場合には、後者の資料もスウェーデンの事情に関するものとみなされなければならない。

納本をする組織等

第5条

国内で設立された組織等が作成することを認められた電子資料は、この法律に従い納本しなければならない。その他の場合で、国内において一般公衆を対象に資料を利用可能とした組織等が国内で設立されているときは、その組織等が納本しなければならない。

納本に関する責任の例外

重要でない内容

第6条

納本に関する責任は、それが利用可能とされる文脈において重要でない内容を有する電子資料に対しては適用しない。

商業広告

第7条

納本に関する責任は、納本すべき組織等以外のものからの商業広告を構成するか、又はその一部である電子資料に対しては適用しない。

パラレル出版物

第8条

- (1) 納本に関する責任は、次の各号に掲げるいずれかの場合と同一であるか、又は本質的には同一である内容を有する電子資料に対しては適用しない。
 1. 既に提出された電子資料
 2. ドキュメントの納本に関する法律（スウェーデン法令全書 1993 年第 1392 号）に基づき提出されるべきもの
- (2) 納本に関する責任は、次の各号に掲げるいずれかの抜粋から構成される電子出版物に対しても適用しない。
 1. 既に提出された電子資料
 2. ドキュメントの納本に関する法律（スウェーデン法令全書 1993 年第 1392 号）に基づき提出されるべきもの
- (3) 既に提出された [納本された] 電子資料が、その内容の保存が不可能であるか又は実質的に困難であるような保護を施して提供されている場合には、そのような保護がなく

利用可能となっている電子出版物を、後で納本しなければならない⁽³⁾。

その他の例外

第9条

政府又は政府が決定する執行機関は、納本に関する責任の例外について、個別の場合において決定することができる。

納本の方法

第10条

- (1) 電子資料はそれぞれ、ネットワークを経由して利用可能となるフォーマットに基づき、データ記憶媒体で納本しなければならない。電子資料が、同時に他の様々なフォーマットで利用可能とされている場合は、長期の保存に最も適するとみなすことができるフォーマットで納本しなければならない。
- (2) 政府又は政府が決定する執行機関は、納本に関する責任が他の方法で満たすことができるか否かにつき、個別の場合において決定することができる。

第11条

電子資料が納本されるときは、次の各号に掲げる全ての情報を伴わなければならない。

1. 当該電子資料を利用可能とすることに関する情報
2. 電子資料のフォーマットに関する情報
3. 電子資料の内容を知るため必要となるコード又は類似の情報
4. この法律に基づき提出されるべき電子資料又はドキュメントの納本に関する法律（スウェーデン法令全書1993年第1392号）に基づき提出されるべき電子資料と関係を有する電子資料に関する情報

過料

第12条

第2条から第11条までに基づく、関連情報を付した納本に関する責任を怠った組織等に対し、政府が決定する執行機関は、過料を通じてその責任を満たすことを命じることができる。

不服申立て

第13条

第12条に基づく過料に関する決定は、一般行政裁判所に対し不服申立てをすることができる。行政高等裁判所への不服申立てにあたっては審理許可を要する。この法律に基づくその他の決定に対しては、不服申立てを行うことができない。

(3) DRM（技術的保護手段）等が付されている電子資料については、それが付されていないものの納入を義務づける趣旨の規定である。

執行機関の納本に関する責任

第 14 条

覚書、報告、調査、ガイドライン又はこれらに類似する他の刊行物を作成することを認められた地方自治体の執行機関又は政府の下にある国の執行機関であって、それを、電子的な記録のある区切られた単位の形式で、ネットワークを経由した送信により国内の一般公衆に対して利用可能にすることを認められたものは、当該資料を、利用可能となった時点から 3 か月以内に、国立図書館に納本しなければならない。

第 15 条

- (1) 政府又は政府が決定する執行機関は、第 14 条に基づく地方自治体の執行機関の納本に関する責任の例外についての法令⁽⁴⁾を発令することができる。政府又は政府が決定する執行機関は、第 10 条第 1 項において定められる以外の方法で、地方自治体の納本に関する責任が満たされることができることについての法令も発令することができる。
- (2) 政府又は政府が決定する執行機関は、政府官房及びその他の政府の下の国の執行機関に関しても、第 1 項に定める法令の発令をすることができる。

第 16 条

政府又は政府の決定する執行機関は、第 14 条に基づく納本に関する責任の例外について個別の場合において、決定することができる。

経過規則

経過規定 2012 年第 492 号

1. この法律は、2012 年 7 月 1 日から施行する。
2. 第 3 号又は第 4 号において定めるもののほかは、この法律は、2015 年 1 月 1 日以降ネットワークを経由した送信により国内の一般公衆に対して利用可能とされた電子資料に対して適用される。
3. 次の a) から f) までに掲げるものについては、それぞれに規定する日から、この法律が適用される。
 - a) ラジオ及びテレビ法（スウェーデン法令全書 2010 年第 696 号）第 4 章第 3 条又はこれより古い立法に基づき全国にテレビ放送をするための許可を有する組織等については、2012 年 7 月 1 日以降
 - b) ラジオ及びテレビ法第 11 章第 1 項第 1 号又はこれより古い立法に基づき全国に音声ラジオ番組を放送するための政府による許可を有する組織等については、2012 年 7 月 1 日以降
 - c) ラジオ及びテレビ法第 13 章又はこれより古い立法に基づき、商業ラジオ又はイエテボリを放送エリアとするローカルラジオ放送をするための許可を有する組織等については、2012 年 7 月 1 日以降
 - d) 2011 年の 1 刊行日あたりの平均発行部数の上位 10 の新聞を刊行する組織等については、2012 年 7 月 1 日以降

(4) 原語は föreskrifter。統治法第 8 章で用いられるが、定義は示されておらず、法律、規則等を含む意味と考えられている。執行機関等の定める規則については、表題に必ず föreskrifter の語を含むこととされる。萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版会、2007、p.73。

- e) 2011年の1刊行日あたりの平均発行部数の上位10の雑誌を刊行する組織等については、2012年7月1日以降
 - f) 犯罪被害者庁、社会保障庁、イエテボリ大学、スウェーデン高等教育庁、カロリンスカ研究所、民間危機対応庁(MSB)、年金庁、政府官房、保険庁、障害者教育庁、学校庁、国家統計局、スウェーデン農業及び交通分析庁については、2013年4月1日以降
4. 公衆衛生庁に対しては、第2号において定められた方法で2014年1月1日以降に利用可能とされる電子資料について、この法律が適用される。また、健康保健庁に対しては、第2号において定められる方法で2013年4月1日以降に利用可能とされる電子資料について、この法律が適用される。

(いび みえこ)

電子資料の納本に関する規則

Förordning (2012:866) om pliktexemplar av elektroniskt material

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 井樋 三枝子訳

導入規定

第 1 条

この規則では、電子資料の納本に関する法律（スウェーデン法令全書 2012 年第 492 号）についての補足的な規則を定める。

将来のための電子資料の保存

第 2 条

- (1) 王立図書館は、電子資料の納本に関する法律に従い提出されるものを、将来のため保存しなければならない。電子資料の納本に関する法律の第 6 条から第 9 条まで、第 15 条又は第 16 条及びこの規則の第 6 条第 1 項に基づく納本に関する責任の例外とされているものについては、保存の必要はない。
- (2) この規則の第 3 条及び第 6 条第 2 項に基づき例外とされた電子資料についても [この条の第 1 項第 2 文と] 同様とする。

納本に関する民間の責任

納本に関する責任の例外

第 3 条

王立図書館は、個別の場合において、電子資料の納本に関する法律（スウェーデン法令全書 2012 年第 492 号）に基づく納本に関する民間の責任の例外を決定することができる。この決定は、スウェーデンの文化的遺産として研究若しくは保存のための価値を有していないことが明白であるとみなされるもの又は将来のため何らかの保存が安全な方法で行われるものに対して発令することができる。例外は、特別な理由がある場合においても決定することができる。

納本の方法

第 4 条

- (1) 王立図書館は、個別の場合において、電子資料の納本に関する法律（スウェーデン法令全書 2012 年第 492 号）第 10 条第 1 項において定められる以外の方法で、電子資料の納本に関する民間の責任を満たすことができるか否かに付き、決定することができる。
- (2) 王立図書館は、どのような方法で民間が電子資料を納本しなければならないか、及びどのような情報を民間の納本の際に付属させなければならないかに関して、さらに詳細な規則を発令することができる。

* スウェーデン法令全書第 2012 年第 866 号（2013 年 1 月 1 日施行）。この翻訳は、Notisum 社がインターネット上で提供するテキスト（<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20120866.htm>）を出典とした。注はすべて訳者によるものであり、[]内は訳者による補記である。

第 5 条

王立図書館は、電子資料の納本に関する法律（スウェーデン法令全書 2012 年第 492 号）第 2 条から第 11 条までに基づく付属情報を伴った電子資料の納本を、民間に対して過料を通じて命じることができる。

執行機関の納本に関する責任

責任の例外

第 6 条

- (1) 電子資料の納本に関する法律（スウェーデン法令全書 2012 年第 492 号）第 14 条に基づく執行機関の納本に関する責任は、法律情報規則（スウェーデン法令全書 1999 年第 175 号）に基づく公的な法律情報システム中に存在するものとされる文書に対しては適用しない。
- (2) 王立図書館は、他にも電子資料の納本に関する法律第 14 条に基づく執行機関の納本に関する責任の例外についての法令⁽¹⁾を発令することができる。王立図書館は、民間の場合においても、例外に関して同様の決定を行うことができる。

納本の方法

第 7 条

- (1) 王立図書館は、電子資料の納本に関する法律（スウェーデン法令全書 2012 年第 492 号）第 10 条第 1 項に定める以外の方法で、執行機関の納本に関する責任を満たすことができることについての法令を発令し、及び個別の場合において決定を行うことができる。
- (2) 王立図書館は、電子資料の執行機関の納本に関する責任がどのように満たされるべきか、及びどのような情報を執行機関の納本に付属させなければならないかに関して、さらに詳細な法令を発令することができる。

第 8 条

王立図書館は、王立公文書館に照会した上で、電子資料の納本に関する法律（スウェーデン法令全書 2012 年第 492 号）第 11 条に規定するもの以外で、政府の下にある国の執行機関が納本すべき電子資料に付属させなければならないその他の情報についても、法令を発令することができる。

（いび みえこ）

(1) 原語は föreskrifter。統治法第 8 章で用いられるが、定義は示されておらず、法律、規則等を含む意味と考えられている。執行機関等の定める規則については、表題に必ず föreskrifter の語を含むこととされる。萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部, 2007, p.73.